

発言者	議題・発言内容・決定事項
監査委員	いじめ問題調査委員会委員の任免は、教育委員会決裁であることは知っていましたか。なぜ教育委員会の議題に出さなかったのですか。
指導課長	令和4・5年度の委員を委嘱する時点で教育委員会決裁であることを認識していなかったことが理由です。そのため、教育委員会の議題に出していませんでした。 <u>指導課が教育委員会決裁であることを認識したのは、令和6年1月3日付けで請求人から出された行政文書公開請求書の請求資料を確認した時です。</u> その時、文書主任が気づき、指導課長及び担当者に報告をしました。
監査委員	「令和4・5年度上尾市いじめ問題調査委員会委員について案のとおり、委嘱する」という起案の起案理由で、教育長にヒアリング済であること、委員に内諾をいただいていることが記載されていますが、いつ教育長にヒアリングし、教育委員会委員に内諾をいただいたのですか。
指導課長	<u>令和4年4月14日に教育長にヒアリングを実施しました。</u> なお、起案理由にある「委員の皆さまに内諾をいただいている」という記述の委員はいじめ問題調査委員会の委員を指しており、教育委員会委員ということではありません。 <u>そのため教育委員会委員の内諾はもらっておりません。</u>

(中略)

監査委員	1号から3号までの委員は電話で団体に依頼したということですが、具体的にそれを証明できるような、いつ、だれが、どなたに電話したとか、そのときのメモとかそういったものはありますか。
指導課長	<u>ないです。担当しか分かりません。</u>
監査委員	担当の方に確認してください。 <u>今回の監査請求について教育委員会には報告されるのですか。</u>
指導課長	確認させていただきます。
監査委員	今のところは教育委員会にかけるとは考えていないということですか。
指導課長	<u>はい、必要があればということで、確認させていただきます。</u>
監査委員	例えば、報告事項として出してもいいのではないですか。まして教育委員会にかけるとすべき事案をかけなかったという瑕疵があることは、教育委員会の委員にも知っていただく必要があるのではと思います。そのうえでどうするかを考えるべきです。 前回確認させていただいたところでは、指導課はいじめ問題以外に学校運営協議会と幼児教育推進協議会を附属機関としてお持ちで、この二つについては教育委員会にかけています。だとすると、きちんと教育委員会にかけているのがある一方で、いじめ問題の方はかけ忘れてしまったということですから、やはり課内の共通意識が、担当者間での連絡調整や連携が気薄なのではないでしょうか。課の中のことで、統一の取れた対応